

鈴木石油と燃料供給協定

県警初、民間企業と締結

新宮署

新宮警察署（橋本健輔署長）の串本分庁舎で14日、同署と鈴木石油株式

会社（鈴木崇代表取締役社長）との「大規模災害時等における警察施設等への燃料の供給に関する協定」の締結式があった。和歌山県内における警察署と民間企業との燃料供給に関する協定締結は今回が初めてとなる。

鈴木石油株式会社は1948年に串本町で創業、現在新宮署管内で複数の給油所を所有している。山間部、沿岸部が多い同署管内は、災害発生後の早期応援が望めず、自署のみの警察活動を余儀なくされる可能性が高い。

警察活動を支える緊急車両の運営、警察署の機能維持に各種燃料が必要不可欠になることについて同署が説明したところ、鈴木石油が協力を快諾、今回の協定締結となった。締結式には橋本署長、鈴木社長が出席、協

定書に署名押印した。

式典後、橋本署長は「今回の協定の大きなポイントとは本署や分庁舎などが停電時に運営するための自家発電燃料の手当てが付いたこと。数日分は備蓄してあるが、それ以降の対策はなかった。今後非常時には、タンクローリーの利用で重油や軽油などを本署や分庁舎の施設に直接提供いただける。署としても非常に

心強い」と感謝の言葉を述べ、鈴木社長も「災害時、新宮署の皆さんが安全のための警察活動を継続して行うのが住民の安心につながると思う。弊社としても非常時の燃料供給を通じ、住民の皆さまの安心、安全に貢献していきたい」と語った。

協定を結んだ鈴木崇代表取締役社長（右）と橋本健輔署長（左）は、串本町の新宮警察署串本分庁舎

＜新宮警察署・鈴木石油株式会社＞
大規模災害時等における警察施設等への燃料の供給に関する協定
締結式

